

令和5年6月16日

安芸高田市議会
議長 大下 正幸 様

予算決算常任委員会
委員長 石飛 慶久

予算決算常任委員会審査報告書

本委員会は、本会議において付託された議案、並びに本委員会に提出のあった議案第62号に対する修正案についてを審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第108条の規定により報告します。

1. 付託案件の審査結果

| 付託案件 | 件名 | 審査結果 |
|--------|-------------------------|---------------------------------|
| 議案第62号 | 令和5年度安芸高田市一般会計補正予算(第3号) | 修正案可決(修正案は別紙のとおり) 修正案を除く原案可決 |

2. 審査の経過

- (1) 審査日程 令和5年6月13日(火) 10:00～ 議場
- (2) 審査内容 別紙「予算決算常任委員会要点記録簿」のとおり

予算決算常任委員会要点記録簿

令和5年6月12日付けで本委員会に付託された、「議案第62号 令和5年度 安芸高田市 一般会計補正予算(第3号)」並びに「議案第62号 令和5年度 安芸高田市 一般会計補正予算に対する修正案」について6月13日に委員会を開き審査を行った。

このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億6,708万3,000円を追加し、予算の総額を205億7,005万3,000円とするものであった。

補正の主な内容は、次の2項目であった。

1点目は、通常分として、観光施設に係る官民連携手法検討調査業務委託料や、道の駅三矢の里あきたかた改修に係る工事請負費などを計上。

2点目は、電力・ガス・食料品等価格高騰関連として、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対する価格高騰重点支援給付事業と中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業補助金であった。

審査を通じて出された、特徴的な質疑と答弁は、次のとおり。

総務部の審査においては、委員より、「広報あきたかた発行業務委託料について、紙資材高騰により昨年度から予算額が上がっているが、紙質を薄くする検討は行ったのか。」との質疑があり、執行部より、「委託業者とも確認したが、これ以上紙を薄くすると裏面が透けて見えるため、適切でないとの判断をした。」との答弁があった。

企画部の審査においては、委員より、「官民連携手法検討調査業務委託料について、昨年も実施しているが、今年度は具体的にどのような検討をしているのか。」との質疑があり、執行部より、「去年は、神楽門前湯治村の分析を行っている。今年度は、たかみや湯の森のプール棟を改修し、健康維持のためのサウナ温泉利用やフィットネスジムなどの利用を通じた運動習慣の定着を促すなど、市民、観光客の健康づくりに寄与するモデル事業を検討している。」との答弁があった。

福祉保健部の審査においては、委員より、「安芸高田市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付事業について、家計急変世帯に対しての給付は行わないのか。」との質疑があり、執行部より、「今回は、できるだけ広く生活者を支援するという観点から、家計急変世帯への給付は行わず、2023年度の住民税非課税世帯と住民税均等割のみ課税世帯に対して給付することとしている。」との答弁があった。

産業部の審査においては、委員より、「安芸高田市 中小企業等 エネルギー価格 高騰対策 支援事業について、対象者数が市内 中小企業者数と、市内農業経営者の合計1,160者と計画されているが、どういった方が対象なのか。農業経営者30者は少ないのではないか。」との質疑があり、執行部より、「農業者等については、青色申告をしている農業者や、法人を想定しており、対象者数1,160者は商工会で調べた数字である。」との答弁があった。また、委員より、「企業立地推進事業費における、株式会社良品計画の進出に伴う、地域おこし協力隊への委託料480万円だが、市が人件費を払って協力隊を雇い、株式会社良品計画の仕事を応援するということか。」との質疑があり、執行部より、「あくまで地域おこし協力隊の担う活動は、地元の商工事業者、農業生産者との連携を図り、特産品の新規開発、地域資源、加工品を活用した販路拡大促進であり、市のための活動である。その中には株式会社良品計画との連携も想定の一つだと考えている。」との答

弁があった。また、委員より、「株式会社良品計画の出店に伴い、3,300万円の改修工事の費用をなぜ市が負担するのか。」

との質疑があり、執行部より、「一般的に企業誘致を行う場合、その環境を整えるのは自治体がやるものだという認識を持っている。」との答弁があった。また、委員より、「道の駅三矢の里あきたかたの建屋は公有財産だと思うが、賃貸借をする場合は公募の必要があったのではないか。」との質疑があり、執行部より、「賃貸借契約は第3セクターの株式会社道の駅あきたかたと株式会社良品計画が契約を締結するものであり、市と株式会社良品計画が契約するものではない。テナントの公募については、協定に基づき協議や調整を進めてきた。」との答弁があった。また委員より、「テナントの出店については、指定管理者にすべて一任されているのか。市は指定管理者との契約の中で、公有財産の貸付についても委託しているのか。」との質疑があり、執行部より、「指定管理者がテナントの選定の裁量はもっているが、株式会社道の駅あきたかたは第3セクターであり、株主の了解のもとで選ばれている。市の一存で決まるものではない。」との答弁があった。また、委員より「公有財産を貸し付ける場合の契約について、地方自治法第234条に、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売りにより締結するものとある。今回、出店計画を1社にされていることから随意契約になると思うが、何項に該当するのか伺う。」との質疑あり、執行部より、「道の駅は市の資産であり、第3セクターである株式会社道の駅あきたかたに貸している。それが地方自治法に則った対応である。市は、そこから先、第3セクターが株式会社としてテナント業を行い、いいところを呼び、入ってもらおうという意味決定をしている。」との答弁があった。また、委員より、「無印良品の流通が開始されると、市民の利便性が向上されるという説明だが、相関関係について伺う。」との質疑があり、執行部より、「これから開業する無印良品の店舗が54号線沿いに位置しており、商工センターの店舗から一本の線で流通が流れてくる。また、安芸高田で作ったものが拡散していく。更にはネットショッピングで注文したものが、送料もかからず道の駅で受け取ることができるといったメリットがある。」との答弁があった。

教育委員会事務局においては、委員より、「子どもの学び充実事業費における、中学校の学習ソフトの必要性を伺う。」との質疑があり、執行部より、「生徒が学校や家庭で1人1台端末などを活用して、学習に向かう時間を増やすといった狙いがある。」との答弁があった。

また、お手元にお配りしたとおり、「議案第62号 令和5年度 安芸高田市一般会計補正予算に対する修正案」が提出され、審査を行った。

内容は、道の駅「三矢の里あきたかた」への株式会社良品計画の誘致に伴う施設改修工事費を削減するもので、提案理由は、本件の誘致に当たっては、公有財産の貸付けにあたり、業者選定の公募の手続きなどがなされず、業者を決定されているが、地方自治法に規定されている契約の理由が見当たらない。加えて、改修設計費を専決処分により予算が組まれ執行されているが、臨時議会を開催する時間がなかったとは言えない。これらの手続きに関する要件を、専決処分の審議において求めたが、承知するだけの説明が得られなかった。この様な中での補正予算の改修工事費の提出は、地方自治法で示されている二元代表制の根幹を揺るがす事態になり、本市における議会制民主主義は崩壊すると考える。この度の誘致が市にとって有益と思われても、地方自治法に沿った手続きを踏まえて行うべきであり、これらが欠落した手続きでの補正予算は、認めることが出来ないというもので、令和5年度安芸高田市一般会計補正予算から、工事請負費3,300万円を減額し、歳入

歳出の総額を、205億7,005万3,000円から205億3,705万3,000円に改めるものである。

審査の過程において、委員より、「この事業そのものが有益だと感じているのか。」の質疑があり、提案者より、「一定の手続きがされてないので、有益だと思っていない。」との答弁があった。

慎重に審査した結果、「株式会社良品計画との包括的連携に関する協定は、市にとって有益である。」との意見もあったが、議案第62号については「修正案」ならびに「修正案以外の原案」が、可決すべきものと決した。

議案第 62 号 令和 5 年度安芸高田市一般会計補正予算（第 3 号）に対する修正案の提出について

上記の修正案を地方自治法第 115 条の 3 及び安芸高田市議会会議規則第 99 条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和 5 年 6 月 7 日

予算決算常任委員会委員長 石 飛 慶 久 様

提出者 安芸高田市議会議員 山 本 数 博

同 山 本 優

(別紙)

議案第 62 号 令和 5 年度安芸高田市一般会計補正予算(第 3 号)に対する修正案

第 1 条中 「367,083 千円」を「334,083 千円」に改め、総額「20,570,053 千円」を「20,537,053 千円」に改める。

第 1 表 歳入歳出予算の一部を次のとおり改める。

第 1 表 歳入歳出予算

※抹消したのは原案、その上に記載したのが修正案である。

歳 入 (単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前予算額 | 補正予算額 | 補正後予算額 |
|---------|---------|------------|-------------------------------|-------------------------------------|
| 19 繰入金 | | 1,579,567 | 97,497 130,497 | 1,677,064 1,710,064 |
| | 3 基金繰入金 | 1,059,561 | 97,497 130,497 | 1,157,058 1,190,058 |
| 歳 入 合 計 | | 20,202,970 | 334,083 367,083 | 20,537,053 20,570,053 |

歳 出 (単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前予算額 | 補正予算額 | 補正後予算額 |
|---------|---------|------------|-------------------------------|-------------------------------------|
| 2 総務費 | | 3,786,653 | 25,283 58,283 | 3,811,936 3,844,936 |
| | 1 総務管理費 | 3,487,700 | 25,283 58,283 | 3,512,983 3,545,983 |
| 歳 出 合 計 | | 20,202,970 | 334,083 367,083 | 20,537,053 20,570,053 |

歳入歳出予算事項別明細書

※抹消したのは原案、その上に記載したのが修正案である。

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|------------|-------------------------------|-------------------------------------|
| 19 繰入金 | 1,579,567 | 97,497 130,497 | 1,677,064 1,710,064 |
| 歳入合計 | 20,202,970 | 334,083 367,083 | 20,537,053 20,570,053 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|------------|-------------------------------|-------------------------------------|
| 2 総務費 | 3,786,653 | 25,283 58,283 | 3,811,936 3,844,936 |
| 歳出合計 | 20,202,970 | 334,083 367,083 | 20,537,053 20,570,053 |

(単位：千円)

| 補正予算額の財源内訳 | | | | |
|------------|-------|--------|----------------------------|--------|
| 特定財源 | | | | 一般財源 |
| 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 19,987 | 0 | 200 | 6,687 39,687 | △1,591 |
| 224,286 | 2,000 | 10,300 | 6,529 39,529 | 90,968 |

2. 歳入

19 款 繰入金

3 項 基金繰入金

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------------|--------|----------------------------|------------------------------|
| 5 地域振興基金繰入金 | 91,690 | 4,500 37,500 | 96,190 129,190 |

(単位：千円)

| 節 | | 説明 |
|-------------|----------------------------|-----------|
| 区分 | 金額 | |
| 1 地域振興基金繰入金 | 4,500 37,500 | 地域振興基金繰入金 |

3. 歳出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|---------|---------|----------------------------|-------------------------------|----------|-----|----------------------------|----------------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 12自治振興費 | 172,594 | 1,300 34,300 | 173,894 206,894 | 0 | 0 | 4,500 37,500 | Δ 3,200 |

(単位：千円)

| 節 | | 説明 |
|----------|----------------------------|--|
| 区分 | 金額 | |
| 14 工事請負費 | 1,300 34,300 | 1,300 地域振興に要する経費 34,300 |
| | | 1,300 外郭団体等運営指導事業費 34,300 |
| | | 1,300 14 工事請負費 34,300 |
| | | 0 単独事業 33,000 |